

伊勢崎市下水道事業経営戦略 改定【概要版】

I. 経営戦略策定の趣旨

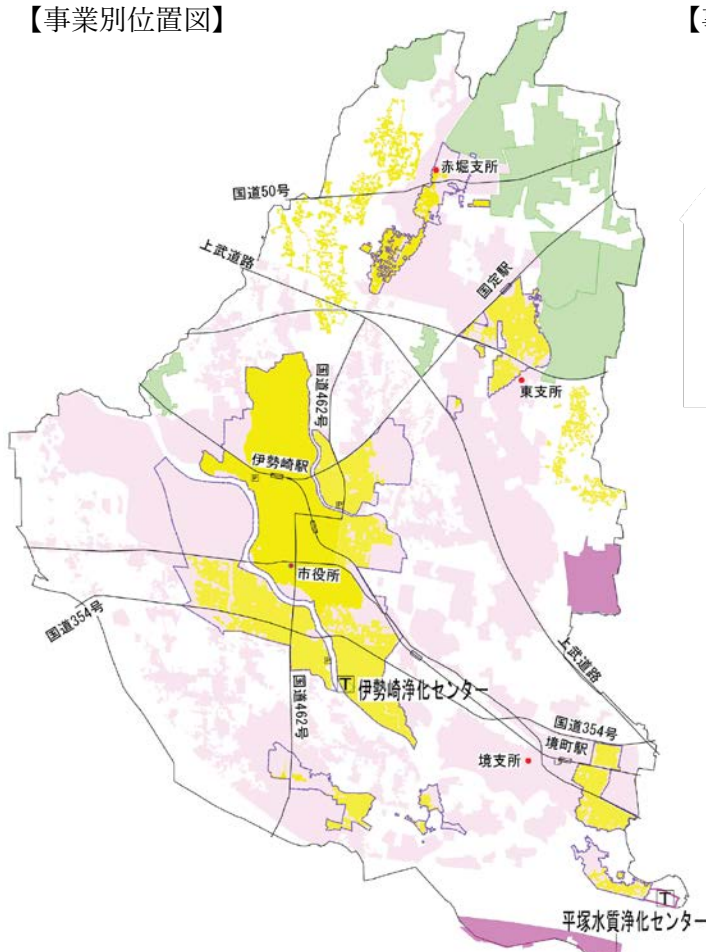
- 1. 背景：**下水道事業を取り巻く環境は、人口減少等に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増加等により、経営状況が厳しさを増しています。本市の下水道事業においては、下水道普及拡大に合わせ財政負担のあり方について、抜本的な見直しとその実行が不可欠です。
- 2. 目的：**中長期的な視野に基づく計画的な経営に取組み、事業の効率化、経営の健全化により経営基盤の強化を図るとともに、最新の社会経済状況の動向や地方公営企業法の適用に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続するため、経営戦略を改定します。
- 3. 期間：**令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度までの 10 年間とします。

II. 下水道事業の現状と課題

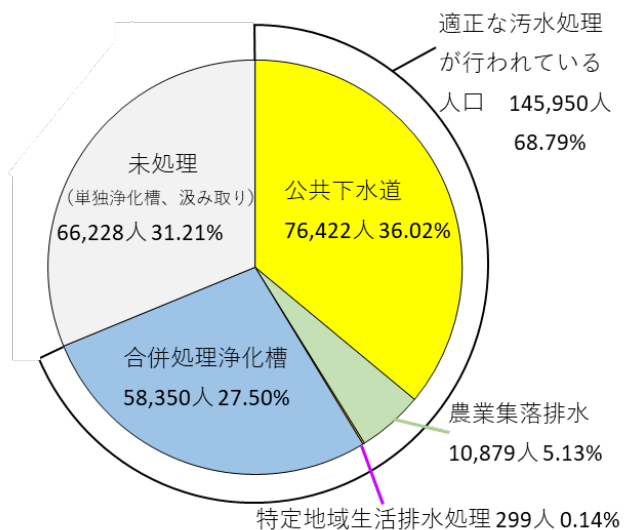
- 1. 下水道事業等の種類と現状：**本市においては、次の 3 つの事業に分かれています。

- (1) 公共下水道事業：昭和 52（1977）年 10 月供用開始
- (2) 農業集落排水事業：昭和 58（1983）年 9 月供用開始
- (3) 特定地域生活排水処理事業（市設置型合併処理浄化槽）：平成 22（2010）年 11 月供用開始

【事業別位置図】



【事業別汚水処理人口（令和 3 年度末）】



凡 例		
区分	内 容	表 記
公共下水道	整備済区域	
	全体計画区域	
農業集落排水事業区域		
特定地域生活排水処理区域		

なお、上記の 3 つの事業と合わせて、個人設置型合併処理浄化槽の普及を促進します。

これにより県が推奨する下水道と合併処理浄化槽のベストミックス（汚水処理施設の最適化）を推進し、効率的かつ効果的に市全体の汚水処理人口普及率の向上を図ります。

2. 下水道事業等の課題

(1) 河川などの公共用水域の水質環境の改善が必要

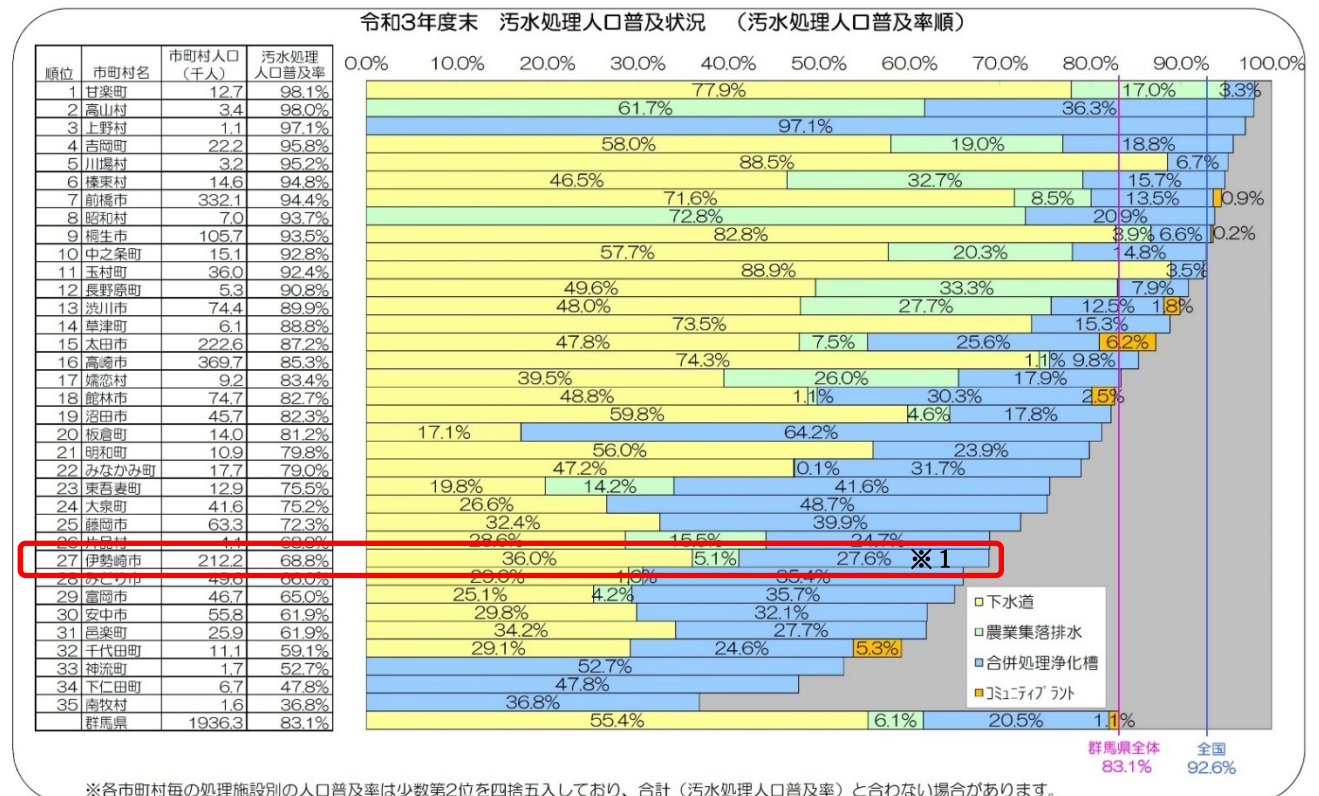
本市を流れる河川下流では、水質の環境基準を一部満たしていない箇所があります。
汲み取りや単独浄化槽からの生活雑排水が大きな原因の1つと考えられます。

(2) 住民の方の周辺の生活環境の改善が必要

生活雑排水が水路等へそのまま放流され、悪臭発生などの生活環境の悪化につながります。
生活排水処理の推進による住環境改善が必要です。

(3) 汚水処理人口普及率の向上

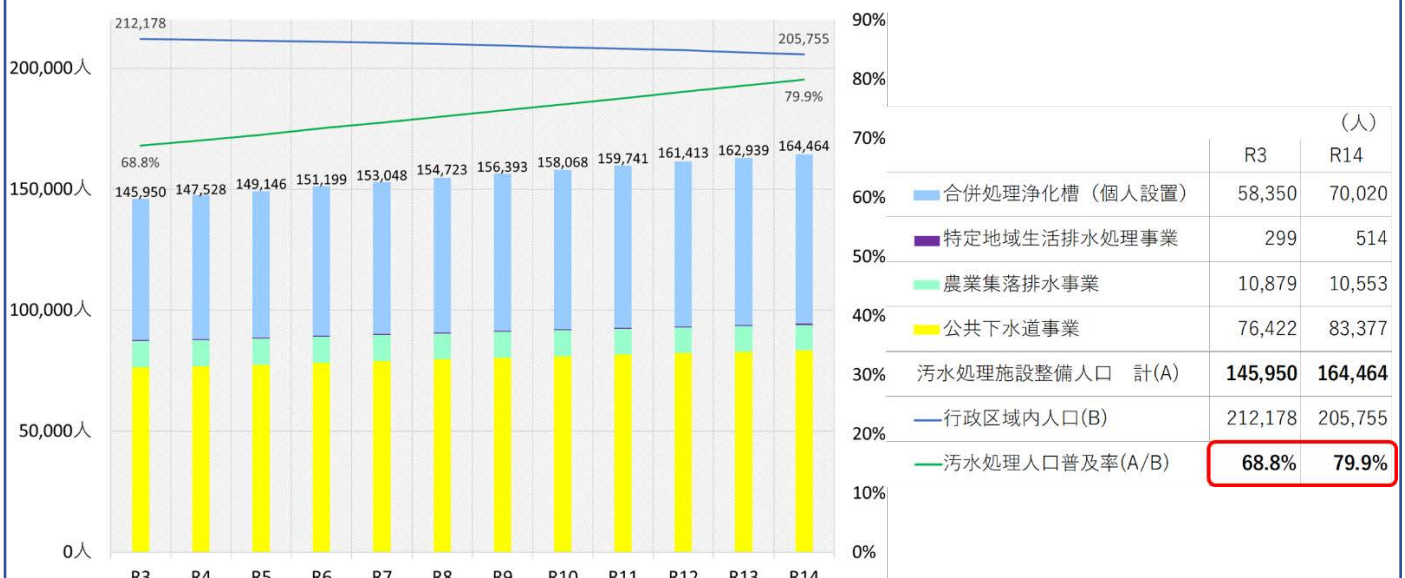
本市は県内でも汚水処理人口普及率が低い状況にある中で、行政区域内人口も減少傾向にあります
が、今後も管渠整備等を拡大するとともに、合併処理浄化槽（個人設置）の普及促進等により、汚水
処理人口普及率の向上を図っていく必要があります。



出典：群馬県 HP 下水処理人口普及状況（汚水処理人口普及率順）（pref.gunma.jp）

※1 本市の合併処理浄化槽の普及率 27.6%は、市設置型の合併処理浄化槽である特定地域生活排水処理事業の普及率 0.14%と個人設置の合併処理浄化槽の普及率 27.50%を合わせたものです。

【汚水処理施設整備人口・汚水処理人口普及率の推移】



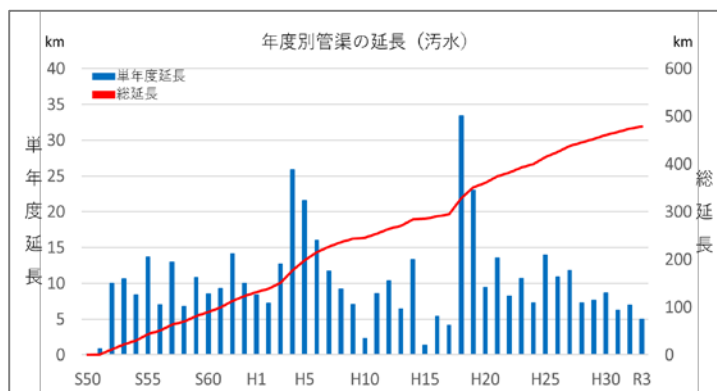
(4) 老朽施設の補修、更新の必要性

下水道事業は、昭和 52(1977)年に供用を開始し、令和 4 (2022)年現在で 45 年が経過しています。

普及率向上のための施設整備を推進する一方で、ストックマネジメント※²計画に基づき、老朽化した既存施設や設備についても計画的かつ着実に更新を行う必要があります。

また、普及率向上のための施設整備と、老朽施設の補修や更新を同じ時期に実施するためには、多額の費用を要することが見込まれるため、効率的な施設整備を進めるとともに適切な機能維持と維持管理を行う必要があります。

なお、管渠施設については、耐用年数には達していませんが、今後の更新需要に備え、新たにストックマネジメント計画を策定し、次期経営戦略に反映します。



※² スtockマネジメント：既存の構造物や施設の状態を見極め、適切な維持補修により施設等の長寿命化を図り、長期的な更新費用等の低減や平準化を図る手法

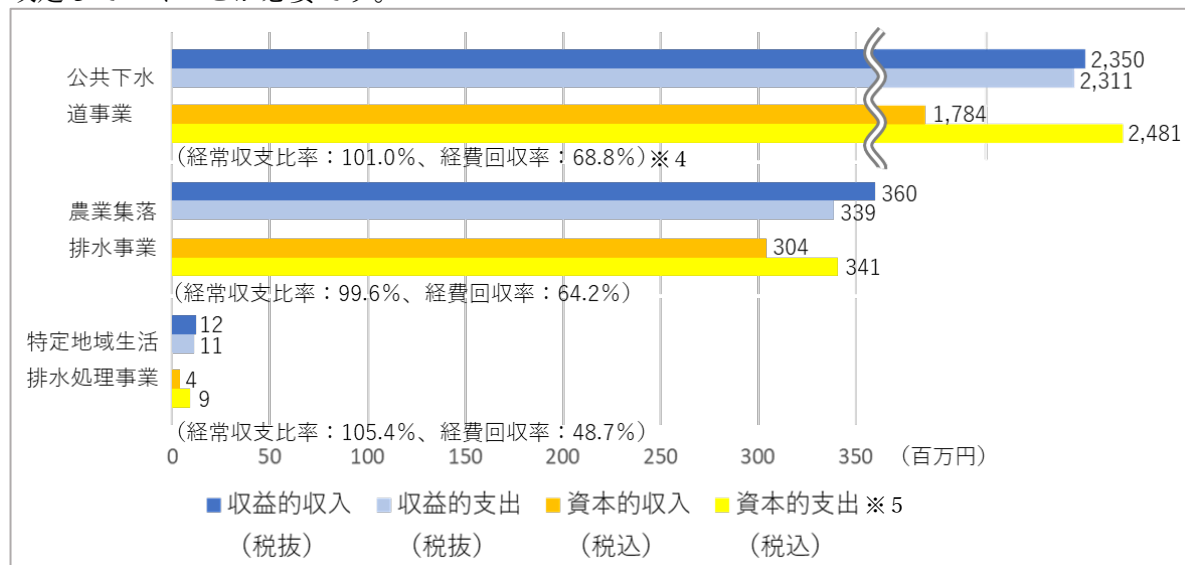
(5) 雨水対策の必要性

気候変動に伴う豪雨災害の多発傾向を受けて、浸水被害想定区域に対して計画的に雨水対策を進めます。なお、雨水対策に関する費用は公費負担（一般会計からの基準内繰入金）です。

(6) 財政の健全化の必要性

令和 3 年度決算においては、各事業とも経常収支比率は、健全経営の水準とされる 100%近くにありますが、経費回収率は 100%を下回っており、本来使用料収入で賄う必要がある污水处理経費を使用料収入だけでは賄うことができていない状況です。

事業を支える使用料は平成 10 年度以降改定されておらず、県内他市と比べても低い水準にあります。一方、現在は、一般会計からの基準外繰入金※³を受けることで財政を維持している状況にあります。基準外繰入金の一部には、下水道整備区域外の市民の方からの税金を含むため、この状況を改善し、適正な財政収支構造とするために、徹底的な経費節減を進めるとともに、適正な使用料の水準に改定していくことが必要です。



※³ 基準外繰入金：国の基準に基づき公費で賄うことが認められている範囲（基準内繰入金）から外れた財源不足を補てんするための繰入金

※⁴ 経常収支比率・経費回収率：解説については、6 頁を参照

※⁵ 収益的収入・収益的支出：使用料収入や污水处理をするための費用など、日々の事業運営に関する収入と支出のこと

資本的収入・資本的支出：老朽化した施設の更新や新たな施設・設備を作るための費用など、将来に向けた投資的な事業運営に関する収入と支出のこと

Ⅲ. 経営戦略の基本方針

下水道事業を取り巻く課題に対処し市総合計画に掲げる「適切な生活排水処理の推進」を目指し、「持続可能な事業運営」の観点に基づいた基本方針とそれを具現化するための関連計画/事業に取り組めます。

〔下水道事業の課題〕

汚水処理人口普及率の改善の必要性

- 公共用水域への排出負荷量の早期削減
- 生活排水処理の推進による住環境改善
- 汚水処理人口普及率が低い水準の改善

老朽化施設の増加、地震対策の必要性

- 下水道施設の老朽化に伴い適切な運転維持管理、補修、更新が必要
- 地震対策が必要

雨水対策の必要性

- 地球温暖化により雨水対策が必要

財政状況のひっ迫による事業運営の困難性

- 使用料収入では事業費が賄えない状況

〔施策の基本方針〕

適切な生活排水処理の推進

- 地域に適した効率的な汚水処理の推進による汚水処理人口普及率の向上
- 河川や水路などの水質保全、生活環境の改善

汚水処理の適切な機能継続と維持管理の実施

- 汚水処理施設の適切な維持管理による機能継続
- ストックマネジメント計画に基づく補修、更新の実施
- 施設更新等に併せた効率的な耐震化対策の実施

雨水対策事業の実施

- 優先度の高い地域から計画的に雨水施設整備を実施

持続可能な事業運営の実現

- 財政健全化のための取組の推進

特に重点施策である「効率的な汚水処理の推進」では、平成 24 年 3 月に策定した「汚水処理基本計画」に基づき下水道整備等を実施します。

〔計画に基づく主な指標/目標値〕

指標名	現状値 R3 年度	目標値 R14 年度	望ましい 方向	解 説
汚水処理人口普及率	68.8%	79.9%	➡	汚水処理施設を利用することができる市民の割合令和 23 年度末で概ね 90%に達することを目指す。
農業集落排水の施設数 (統廃合の推進)	8 施設	7 施設	➡	農業集落排水事業の処理施設を統廃合し、公共下水道事業への編入を進める。※ 6

※ 6 農業集落排水施設の公共下水道事業への編入については、県の広域化・共同化汚水処理計画に基づき令和 14 年度までに三郷地区の編入を計画しています。残りの農業集落排水施設については効果等を検証し、令和 14 年度以降に編入の可否について検討することとしています。

凡例 望ましい方向 ➡ 数値が大きいが望ましいことを示します。
 ➡ 数値が小さいのが望ましいことを示します。

Ⅳ. 投資財政計画

〔主な計画事項〕

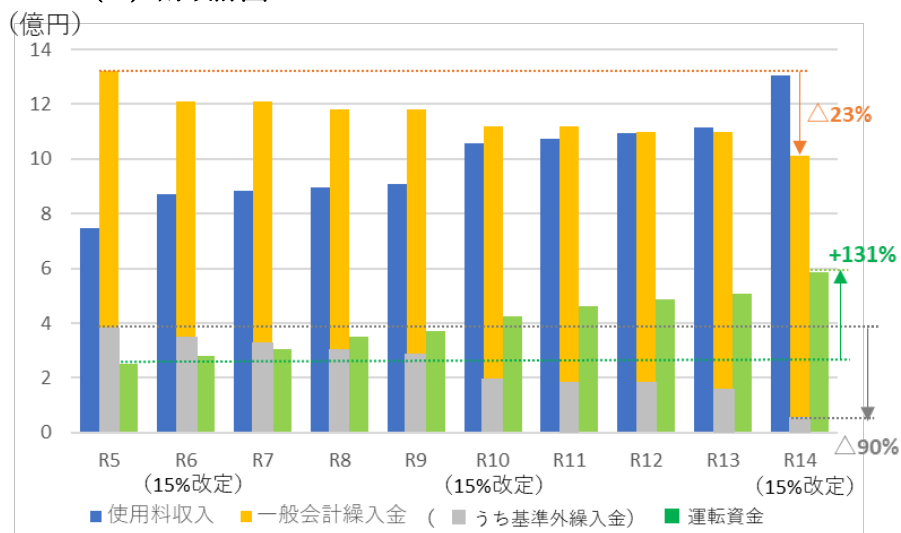
- 汚水処理人口普及率の向上のため、人口密度の高い市街化区域の管渠整備へ集中的な投資を実施
- 老朽施設の補修、更新のため、ストックマネジメント計画に基づく最適化した投資を実施
- 使用料単価を現在の約 103 円/㎡から、国の通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」及びその留意事項に示されている要件（使用料単価 150 円/㎡）を目標にした取組の実施
⇒財政の健全化を図るため、段階的（各 15%×3 回（R6、R10、R14））な使用料改定が必要となります。

1. 公共下水道事業

（１）投資計画（10 年間）

投資事業	投資額
下水道汚水管整備 （普及拡大）	97.5 億円
流域下水道建設負担金（普及拡大）	34.5 億円
既存設備の更新 （ストックマネジメント事業）	21.9 億円
雨水対策の実施 （雨水排水管等整備）	20.1 億円
その他（用地費等）	0.3 億円
計	174.3 億円

（２）財政計画



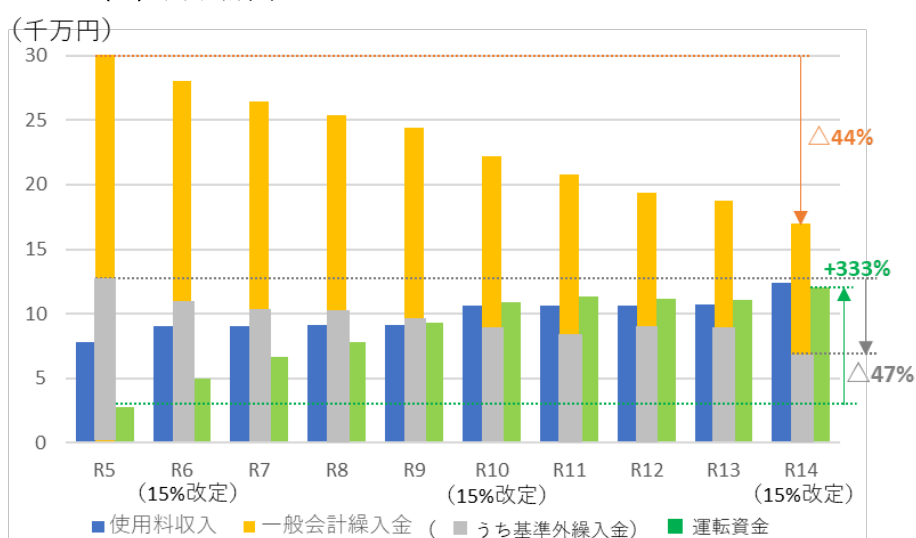
公共下水道事業については、管渠整備等による普及拡大のための建設改良費として今後 10 年間（R5～14 年度）で約 174.3 億円の投資を見込んでいます。一般会計からの繰入金総額は、R14 年度までに、R5 年度に比べて約 23%減少し、そのうち基準外繰入金は約 90%減少します。なお、運転資金は約 131%増加する見込みです。

2. 農業集落排水処理事業

（１）投資計画（10 年間）

投資事業	投資額
既存設備の改修等	2 億円
計	2 億円

（２）財政計画



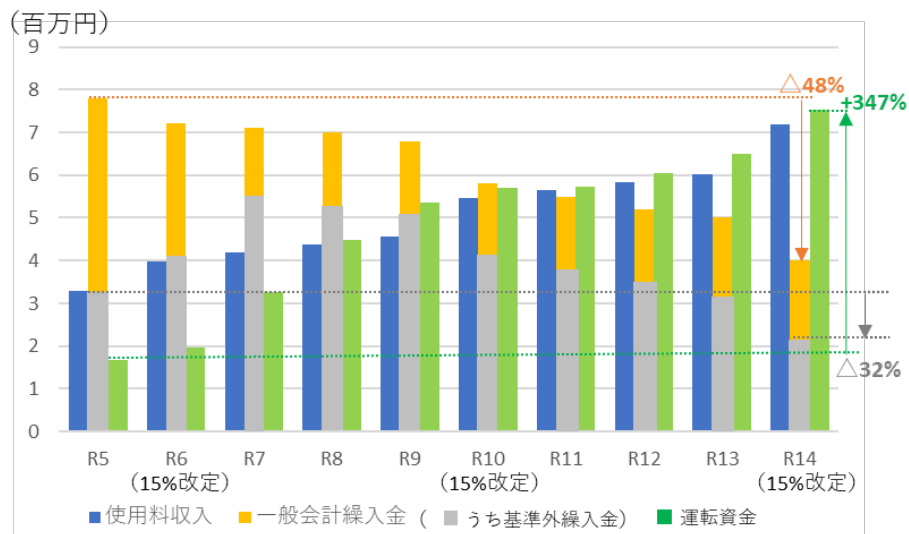
農業集落排水処理事業については、整備済のため新規整備は行わず既存設備の改修や接続率の向上及び公共下水道事業への編入を計画し、今後 10 年間で 2 億円の投資を見込んでいます。また、一般会計からの繰入金総額は、R14 年度までに、R5 年度に比べて約 44%減少し、そのうち基準外繰入金は約 47%減少します。なお、運転資金は約 333%増加する見込みです。

3. 特定地域生活排水処理事業（市設置型合併処理浄化槽）

（１）投資計画(10年間)

投資事業	投資額
整備の拡充 (10基/年)	1.25億円
計	1.25億円

（２）財政計画



特定地域生活排水処理事業については、年10基の浄化槽の設置費用として今後10年間で1.25億円の投資を見込んでいます。また、一般会計からの繰入金総額は、R14年度までに、R5年度に比べて約48%減少し、そのうち基準外繰入金は約32%減少します。なお、運転資金は約347%増加する見込みです。

〔経営指標〕

※ 公：公共下水道事業、農：農業集落排水事業、特：特定地域生活排水処理事業

指標名	※	現状値 R3年度	目標値		望ましい方向	解 説 【算出式】
			R9年度	R14年度		
経常収支比率 (%)	公	101.0	100.0	102.3	➡	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標 【経常収益÷経常費用×100】
	農	99.6	100.0	100.1		
	特	105.4	105.1	103.1		
経費回収率 (%)	公	68.8	78.9	105.7	➡	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能 【使用料収入÷汚水処理費×100】
	農	64.2	49.4	65.3		
	特	48.7	54.5	85.7		
使用料単価 (円)	公	103.2	118.4	158.5	➡	有収水量（使用料をいただいている排水量）1㎡あたりの使用料収入であり、使用料の水準を表す指標 【使用料収入÷年間有収水量】
	農	100.4	122.6	168.4		
	特	99.2	112.6	148.2		
汚水処理原価 (円)	公	150.0	150.0	150.0	↕	有収水量1㎡当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標 【汚水処理費÷年間有収水量】
	農	156.2	248.3	258.1		
	特	203.7	206.8	173.0		
施設利用率 (%)	公	62.9	75.5	81.0	➡	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合、施設利用状況や適正規模の判断指標 【晴天時一日平均処理水量÷晴天時一日処理能力×100】
	農	44.2	41.4	40.7		
	特	47.1	55.0	58.6		
水洗化率 (%)	公	87.7	87.8	89.8	➡	現在処理区域内人口のうち、実際に排水設備等を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標 【現在排水設備等設置済人口÷現在処理区域内人口×100】
	農	74.9	80.0	83.8		
	特	100.0	100.0	100.0		

凡例 望ましい方向 ➡ 数値が大きいが望ましいことを示します。
 ↕ 数値が小さいのが望ましいことを示します。